

お知らせ

まちのデータ

(平成26年8月31日現在)

人口	27,480人	交通事故発生件数	(8月中、物損、高速含む)
男	12,922人	有田川町	67件
女	14,558人	死者	1人 負傷6人
10,369世帯			湯浅警察署調べ



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

張絡出張	23-0001	環境セック	52-5384
出連出出	22-0351	境プラス	52-7855
山生郷諦	22-0254	休日急患	52-4882
城栗五安水	26-0001	有田	52-3055
	52-5356	子育て支援センター	52-5474
	52-4730	有田川町少年センター	{090-7966-1697 52-8744

相談

10月の行政相談

- 10月16日(木)
 - ・五郷地区生活改善センター
 - 9時～11時30分
 - ・清水会館和室
 - 13時～15時30分
 - 10月23日(木)
 - ・金屋文化保健センター 13時～16時
- 問い合わせ／吉備庁舎総務課・清水行政局総務政策室

手当・補助

有田川町重度心身障害者(児)福祉手当について

有田川町重度心身障害者(児)福祉手当は、本町の住民基本台帳に登録しておられ、在宅で身体・知的もしくは精神に重度の障害がある方に対し、福祉向上を図ることを目的として支給される手当です。※「在宅」とは自宅で生活されている方、及び平成26年10月1日において施設入所病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院していない方をいいます。

- 支給要件(平成26年10月1日現在)
 - ・身体障害者手帳の交付を受けており障害程度が1級又は2級で、その手帳を本町で管理している方

- ・療育手帳の交付を受けており障害程度がAで、その手帳を本町で管理している方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており障害程度が1級で、その手帳を本町で管理している方

● 手当額

- ・年額1万円(12月下旬・年1回払い)
- * 受給資格をお持ちの方には、10月下旬に手続きについて通知させていただきます。

■ 問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

有田川町障害者施設通所交通費助成金交付制度

在宅の障害者の方が障害者支援施設等に通所するために要する費用を助成する制度です。対象者は通所距離が2キロメートルを超える方で公共交通機関を利用して通所している方です。ただし、他の制度により、交通費の補助を受けている方は対象になりません。対象になると思われる方は10月31日(金)までに申請して下さい。

■ 問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度

有田川町内外の障害児通所施設

(特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所等)に通う児童の保護者の負担の軽減を図るための補助金です。対象者は町内外の障害児通所施設に通所(施設の開所日数の半分以上通所)している児童の保護者で自宅からの距離が4キロメートルを超える方です。ただし、施設の送迎サービスを受けることができる方は対象になりません。また、6月のサービスの更新時に提出していただきました方については、提出は不要です。対象になると思われる方は10月31日(金)までに申請して下さい。

■ 問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

小児インフルエンザ予防接種費用を助成します

- 対象者／1歳から保育所年長相当に該当する年齢までのお子様
- 助成額／上限3,000円／1回
- 小児は2回接種する必要があるため合計6,000円。10月1日から来年1月31日までの接種分が対象となり、費用助成を受けるためには申請が必要です。領収書、印鑑、母子手帳、振込先の通帳をお持ちになって金屋庁舎健康推進課、清水行政局住民福祉室または各出張所までお越しください。

■ 問い合わせ／金屋庁舎健康推進課